



## 保育士等処遇改善について徒然



副会長 今野 徹

令和7年度が始まります。ここ数年、毎年のように国や都の制度や公定価格の仕組みが様々に変わり、会員園の皆様も苦勞が絶えないことと思います。平成25年度以降、少しずつ形を変えて続いてきた保育士等の処遇改善。その処遇改善が今年度大きく変わります。国からは処遇改善のⅠ～Ⅲ、都からはキャリアアップ補助、そしてキャリアアップ補助Ⅱ、そして国の人事院勧告に準拠した基本分単価の引き上げと、この12年で30%以上の処遇改善が行われたと言われております。今まで「増築」を繰り返し、複雑になっていた処遇改善が、十数年の時を経て、令和7年度から一本化されるのです。我々事務手続きをしている人間からすると嬉しい話ですよ。ただ、この原稿を書いているのは2月の中旬なので、実は一本化の詳細がわからない状況なのですが、この時点でわかっている情報をまとめると、処遇改善のⅠ～Ⅲを一本化した後に、基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理…？一本にまとめて三つに分ける？う～ん…本当に事務手続きの簡素化につながるのでしょうか？処遇改善Ⅱの研修要件や支給の決まりはどう変わるのか？処遇改善Ⅱと連動している都のキャリアアップ補助Ⅱは、どうなってしまうのか？2月中旬の段階では、まだ不明点が多く、また、令和6年度の人事院勧告によって引き上げられた分をどのように新年度の給与に反映させていくのか？正確な数字が示されぬままの状況で、大変困惑しているのが実情です。お読みになっている会員園の皆様も同様のことと思います。当協会といたしましても、国や都への要望や、会員の皆様へのタイムリーな最新情報の提供、そして具体的な対応方法の提供なども併せて引き続き行ってまいります。ご期待ください。

さて、長い前置きになってしまいましたが、私が常々思っている保育士等の処遇改善について思うところを徒然なるままに書かせていただきます。ここ10年、保育士等の給与は確実に上がってきています。しかしながら、まだまだ他の産業の平均から比べると低賃金なのは変わらず、更なる処遇の改善が必要な状況ですので、今後も引き続き国や都に対し要望を続けていきます。でも、保育士等の処遇ってお金の話だけでは無いと思っているのです。もちろん保育という大切な仕事、大変な仕事に見合う収入の保証は優秀な人材の確保や育成には欠かせませんが、もう一つ大事な処遇は「働き方」だと思います。最近の若い職員の傾向なのでしょうか、「お金よりも休みが欲しい」という声を良く聞きます。給与が上がったりするよりも、しっかり休暇をとってプライベートを充実させたいという事なのかもしれません。保育の質を語る上で、保育士の質の向上は欠かせません。保育士が気持ちよく働くためには、保育士が心と身体を整えて、こどもたちの前に立つためには、この「働き方」という処遇を改善していかなければならないのです。しかしながら、国や都が行っている「処遇改善」はお金の話ばかり…報告書では、誰々の給与や賞与が、幾ら上がりましたという報告を求められます。我々が、経営努力して配置基準を上回る保育士等を配置して「働き方改善」する事は、「処遇改善」と認めてもらえないのが現状なのです。

もちろん「報酬の処遇改善」は道半ばですので、それはそれで要望し続けますが、この「働き方の処遇改善」も、保育の質を向上させるためのとても重要な要素であり、今回の処遇改善一本化の流れの中で、「働き方の処遇改善」への費用も処遇改善の一つであると認められるようになって欲しい。そんな事を考えています。

多様性という言葉が、いろいろな場面で言われている昨今ですが、処遇改善にも多様性が必要ではないでしょうか？国や都には、是非その辺りを考慮していただき、使いやすい制度を作っていただきたいと思います。民保協としても、総会等で会員の皆様からの声を聞かせていただきながら、理事会で理事の先生方と意見交換をしながら、引き続き国や都に要望を伝えてまいります。引き続きご支援とご協力をお願いいたします。